

令和7年第6回
箕面市農業委員会総会会議録
令和7年6月18日（水）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和7年6月18日(水)
午後1時30分から午後1時53分まで

2. 出席委員(19名)

1番	稲垣 恵一	2番	神代 繁近	3番	川上 加津子
4番	加藤 博一	5番	岡沢 聡	6番	稲野 実
7番	釋 巖	8番	東浦 有治	10番	生田 梨恵
11番	藤井 照三	13番	中井 正美	14番	杉本 泰彦
15番	西尾 正美	16番	植山 照男	17番	長澤 陽子
18番	豊田 茂実	19番	中久保 明	20番	西田 清明
21番	中井 博幸				

3. 欠席委員(2名)

9番 長澤 均 12番 森田 直弘

4. 会議録署名委員

6番 稲野 実 7番 釋 巖

5. 出席事務局職員

事務局長	西田 昭浩	室 長	橋本 英樹	室長補佐	中村 健
主 任	辻岡 昌樹		野村 健太		美谷 一哉

6. 議事日程

第 1 5 号 議 案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
報 告 第 3 4 号 専決処理の報告の件
(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報 告 第 3 5 号 専決処理の報告の件
(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報 告 第 3 6 号 専決処理の報告の件
(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報 告 第 3 7 号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
報 告 第 3 8 号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
報 告 第 3 9 号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
報 告 第 4 0 号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
報 告 第 4 1 号 農地等状況報告の件

令和7年第6回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは、ただ今から、令和7年第6回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 着座にて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 希望者はございません。
- 議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 出席状況をご報告いたします。
- 本日は、委員21名中、出席委員は19名です。
- 従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- なお、長澤均委員、森田委員から欠席の届出がございましたので併せてご報告いたします。
- 議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
- 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 それでは、6番 稲野委員、7番 釋委員にお願いします。
- それでは、案件に入ります。
- 日程第2、第15号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。
- 本件は、 ご本人の案件です。
- 農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事に参与することができませんので、 には一時退席させていただきます。

議 長 (退席)

議 長 本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局 ただいま議題となりました第15号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

買取り申出する土地は、粟生外院、地目は、台帳、現況ともに、面積は平方メートル他筆、合計筆、面積の合計は平方メートルです。

主たる従事者は、氏、申出人は、氏、持ち分、他名で、主たる従事者との関係はです。

申出事由は、申出事由が生じた日は、でございます。
以上、第15号議案のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、森田委員が欠席ですので、事務局から調査内容の報告をお願いします。

事 務 局 第15号議案につきまして、森田委員より調査結果をお預かりしていますので代読いたします。

申請地は、の東約メートルに位置する筆の農地です。

申出人の氏は、に農作業に従事出来ない旨の診断を受け、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認で体調を崩されるまでは、農地として管理をされていたことを確認しました。

証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

審議が終わりましたので、[]に入室していただきます。

([] 入室)

議長 次に報告案件に移ります。

報告第34号から報告第40号の7件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。

日程第3、報告第34号から日程第5、報告第36号はいずれも専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理となります。

それでは日程第3、報告第34号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました報告第34号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料は3ページからでございます。

届出地は、稲[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は、[]平方メートルです。

届出人は、[]氏、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年5月12日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第34号のご説明といたします。

議長 本件につきまして、杉本委員に調査内容の報告をお願いします。

杉本委員 報告第34号につきまして調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の西隣の農地です。

届出人は、[]氏で、このたび、野外駐車場を整備するため、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、東側・南側・北側は[]、西側は[]となっており、雨水は道路側溝に放流するため、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第4、報告第35号を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第35号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料は5ページからでございます。

届出地は、桜ヶ丘■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■
平方メートルです。

届出人は、■■■■、■■■■氏、転用目的は、■■■■
■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出
事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年5月21日に専決し、
処理するものでございます。

以上、報告第35号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井正美委員に調査内容の報告をお願いします。

中井正美委員

報告第35号につきまして調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■の西約■■■■メートルに位置する土地です。

届出人は、■■■■氏で、届出地においては、平成■■■■年頃から■■■■と
■■■■として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転
用の届出をされておらず、このたび、始末書を添付のうえ、4条の転用届出を
されたものです。

周辺につきましては、東側・南側・北側は■■■■、西側は■■■■となっており問
題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第5、報告第36号を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第36号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は7ページからでございます。

届出地は、西小路■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は、
■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■氏、転用目的は、■■■■となっ

ています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年5月23日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第36号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、植山委員に調査内容の報告をお願いします。

植山委員

報告第36号につきまして調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の東約[]メートルに位置する土地です。

届出人は、[]氏で、届出地においては、昭和[]年から[]として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、このたび始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、東側・西側は[]、北側は[]、南側は[]を隔てて[]となっていますが、雨水は道路側溝に放流のため問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第6、報告第37号から日程第9、報告第40号はいずれも専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理となります。

それでは日程第6、報告第37号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第37号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は9ページからでございます。

届出地は、瀬川[]、地目は、台帳現況ともに[]、面積は、[]平方メートル他[]筆、合計[]筆、面積の合計は[]平方メートルです。

譲受人は、[]氏です。

譲渡人は、[]氏、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年5月12日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第37号のご説明いたします。

議 長

本件につきまして、豊田委員に調査内容の報告をお願いします。

豊田委員

報告第37号につきまして調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の南西約[]メートルに位置する[]筆の農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]が、[]を行うため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側・北側は[]、西側は[]、南側は[]となっており、汚水は公共下水へ接続、雨水は道路側溝へ放流することから問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第7、報告第38号を議題いたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第38号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は11ページからでございます。

届出地は、箕面[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は[]平方メートルです。

譲受人は、[]
[]氏です。

譲渡人は、[]氏、転用目的は[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年5月19日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第38号のご説明いたします。

議 長

本件につきまして、植山委員に調査内容の報告をお願いします。

植山委員

報告第38号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の北東約[]メートルに位置する農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]が、[]を整備するため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、農地はなく、汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝

へ放流することから、問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 次に、日程第8、報告第39号を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました報告第39号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地は、今宮■■■■、地目は、台帳■■ 現況■■ 面積は■■
平方メートル他■■筆、合計■■筆、面積の合計は■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■
■■■■氏です。

譲渡人は、■■■■氏、持ち分■■■■、他■■名、
転用目的は■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出
事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年5月27日に専決し、
処理するものでございます。

以上、報告第39号のご説明といたします。

議長 本件につきまして、森田委員が欠席ですので、事務局から調査内容の報告を
お願いします。

事務局 報告第39号につきまして、森田委員より調査結果をお預かりしていますので
代読いたします。

届出地は、■■■■の北西約■■メートルに位置する■■筆の農地です。

譲渡人は、■■■■氏、他■■名で、譲受人の■■■■が、■■■■
■■■■を整備するため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側・南側・北側は■■■■ 西側は■■■■となっており、
雨水は道路側溝へ放流することから問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 次に、日程第9、報告第40号を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました報告第40号につきまして、ご説明申し上げます。

届出地は、小野原東[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

譲渡人は、[redacted] 氏、持ち分 [redacted]、他 [redacted] 名、
転用目的は [redacted] となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和7年5月30日に専決し、処理するものでございます。

議長 本件につきまして、稲野委員に調査内容の報告をお願いします。

雇出地は、[REDACTED]の北側に位置する農地です。

周辺につきましては、東側は[REDACTED]、西側は[REDACTED]、南側・北側は[REDACTED]となっており、汚水は公共下水道へ接続、雨水は道路側溝へ放流することから問題はないものと思います。

議長　それでは、ただいま報告のありました7件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第10、報告第41号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員からの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員がおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

事 務 局	〈生産緑地に関する窓口統一について説明〉 〈次回日程について報告〉
-------	--------------------------------------

議 長 | これをもちまして令和7年第6回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後1時53分)

上記は、令和7年第6回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長	稲 垣 恵一
署名委員	稲 野 実
署名委員	釋 巖

